

# 博多交通安全協会会費一覧表

S58.08.09 協会設立

S61.04.01 調 整

業種別		会費額(年額)		備 考	
企 業 会 員	トラ ック	車 両 割		1 金額が 100 円未満の端数となった場合の端数は切捨てて会費額とする。 2 金額が1万円未満となった場合の会費額は1万円とする。 3 車両割及び均等割を合計したものが会費である。 ※ 大型 (2tを超える)/小型 (2t以下) ※ 車両割~1台割当	
		均 等 割	5台毎 500円 端数~500円		
		大 型	小 型		800円
	タク シー	車 両 割		同 上	
		620円			
	安 管 選 任	10台以上	15,000円		安全運転管理者選任届出書による台数で計上し、会費とする。
		10台未満	10,000円		
	特 別 賛 助 会 員	福 岡 市 役 所			1 業種別関係の会費は、車両台数にかかわらず事業所の篤志により、入会時にそれぞれ決定しているもの。 2 一般事業所とは、安全運転管理者を選任していない5台未満の車両保有事業所等
		自 動 車 販 売			
		デ パ ー ト			
団 体					
バ ス					
一 般 事 業 所 会 員					
個 人 会 員	免許証有効期限	会 費 額		1 年会費 400円×免許証有効期限 2 平成6年7月1日 免許証有効期限延長に伴う改定	
	3 年	1,200円			
	4 年	1,600円			
	5 年	2,000円			
備 考	1 普通会员の運転免許は、原付自転車を含む。 2 特別会員の会費は、昭和56年度福岡市交通安全協会総会で調整(+25%)昭和61年度博多交通安全協会定例総会において調整したものである。 3 博多安全運転管理者等連絡協議部会に加入すれば、自動的に博多交通安全協会の会員となるので、上表の会費額を納入すれば、別に協会費の納入の必要はありません。				